



中 部 学 院 大 学 主 催  
 介護職員等によるたんの吸引等研修(不特定多数の者対象)  
 実地研修（1号・2号）受講者募集要項

中部学院大学では、2012（H24）年4月1日に施行された改正後の「社会福祉士及び介護福祉士法」により、介護職員等による喀痰吸引等の医療的ケアの実施が制度化されたことから、特別養護老人ホーム等の施設・事業所、居宅において必要なケアを安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことのできる介護職員等を養成することを目的とした研修事業を毎年2回（8月・2月）開催しています。

しかし、「医療的ケア」を実践する人材の確保が急務とされていることから、「認定研修機関にて基本研修（講義・演習）」「介護職員実務者研修」「介護福祉士養成校にて平成27年度以降に医療的ケアを履修修了している方を対象として、実地研修のみの受講者を募集することになりました。下記要項を一読いただき、受講をご検討ください。

1. 主催・研修実施機関	中部学院大学 関キャンパス 〒501-3993 岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地
2. 研修内容	1・2号実地研修 1号項目 ①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 を規定回数以上 2号項目 ①口腔内喀痰吸引 ②鼻腔内喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養 のうち任意の項目を規定回数以上
3. 研修期間・会場	概要の当該事項の通り
4. 受講者定員	各回20名
5. 受講資格	研修受講者は以下の(1)(2)双方の要件を満たす方に限ります。 (1) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、訪問介護事業所、有料老人ホーム、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児施設（医療施設は除く）等に勤務の介護職員等の方。 (2) たん吸引等を必要とする利用者がいる（口腔内及び鼻腔内喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養）等、業務上本講習受講が必要な方。 (3) 実地研修希望者は基本研修（講義、演習）又は介護職員実務者研修修了及び介護福祉士養成校にて「医療的ケア」演習の修了を証明できる方。
6. 募集期間	2016年5月から12月までの各月1日から10日まで
7. 受講料	(1) 実地研修のみ受講者：13,880円（税込、保険代含む）
8. 申込方法	(1) 以下の3点の書類に記入し、所定の応募期間内に郵送ください。 1)様式1-1「介護職員等によるたん吸引等の研修受講申込書」 2)様式1-2「実地研修に係る確認書」 3)様式1-3「実地研修実施機関承諾書」 (2) 申込者が注意事項Ⅱ「研修の一部履修免除」に該当する場合は、

	<p>修了証書等の写しも合わせて提出ください。</p> <p>(3) 研修受諾機関に指導看護師が在籍しており、指導看護師養成研修を修了していることが証明できること。(修了証のコピーを提出)</p> <p><b>【注意】</b></p> <p>指導看護師は、次の事項に該当していなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成23年・24年の国(厚生労働省)が実施した指導者養成講習会修了者</li> <li>2. 平成23年に岐阜県が委託により介護職員等によるたん吸引等研修において実施した指導看護師研修(伝達研修)受講者</li> <li>3. 平成24年～へいせい27年に岐阜県が実施した研修指導者養成研修修了者</li> <li>4. 医療的ケア教員講習会修了者</li> </ol> <p>(4) 受講費納入確認をもって受講正式決定とし、関係書類等を郵送します。</p>
--	--

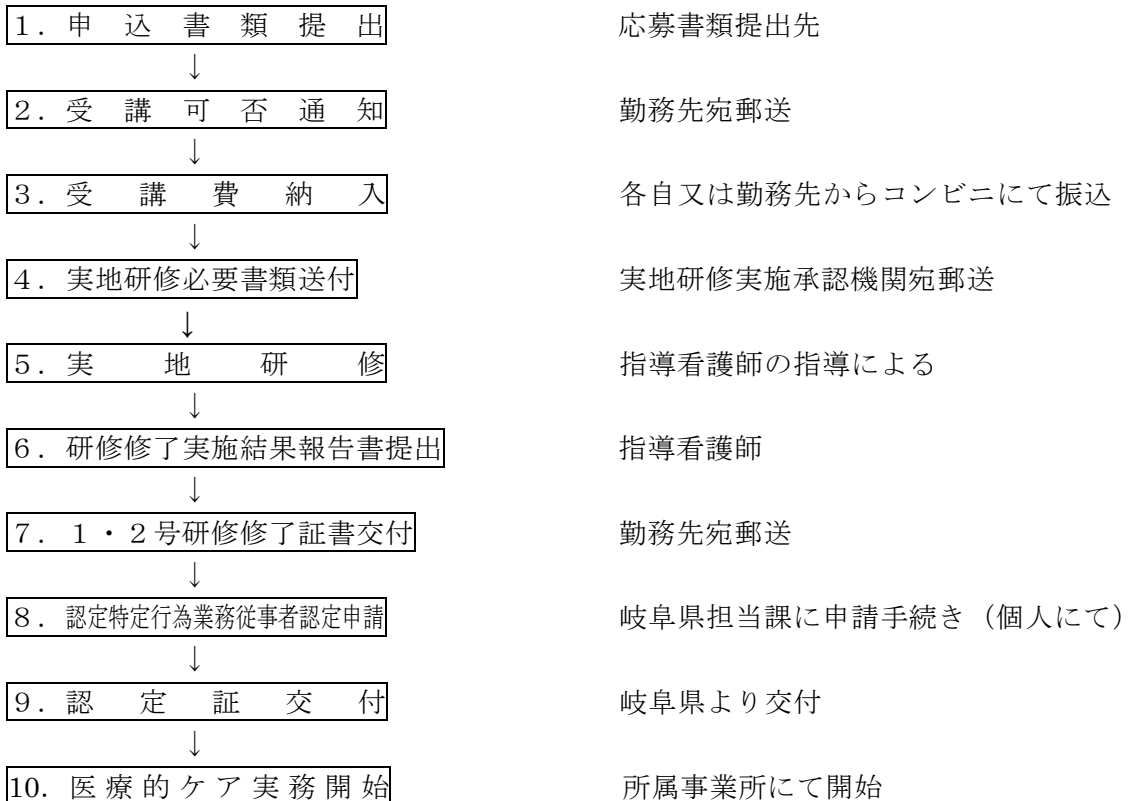
**応募書類郵送先・お問い合わせ先**

〒501-3993 岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地 中部学院大学シティカレッジ関

電話：0575-24-9460 FAX：0575-24-9432 E-mail：[llcoffice@chubu-gu.ac.jp](mailto:llcoffice@chubu-gu.ac.jp)

問合せ時間：休日及び火曜日を除く毎日 9:00～16:30

**※参考(申込から実務開始までの流れ)**



## 注 意 事 項

- I 本研修は先着順受付ではありません。各申込書類を確認し、研修受講に適格と認められた方のみ受講可とします。
- II 以下の方は、研修の一部履修免除対象となりますので、「修了証又は認定証、成績証明書」の写しを申込時に必ず提出してください。
  - ① 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日付け 医政発 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知）に基づく、たんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修」を修了した方。
  - ② 「介護職員等によるたんの吸引等に試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した方。
  - ③ 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年度 10 月 6 日老発 1006 第 1 号厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した方。
  - ④ 介護職員実務者研修（医療的ケアを含む）を修了している方。
  - ⑤ 介護福祉士養成校にて平成 27 年度以降に医療的ケアを履修修了している方。
- III 受講可否通知及び受講料納付書は、受付後 1 週間以内に郵送しますので、万一通知が届かない場合は事務局までご連絡ください。（平日 9:00～16:30）
- IV 受講料納付後のキャンセル・辞退については返金しませんのでご了承下さい。
- V 実地研修先は受講者にて原則確保して下さい。その際には、実地研修先からの承諾書（様式 1-3）を提出して下さい。また、実施研修先には喀痰吸引研修演習指導看護師養成研修会を修了している看護師が存在することが必要です。いない場合は、岐阜県が開催する研修会を修了して下さい。
- VI 本研修修了者には登録研修機関より喀痰吸引等にかかる研修「修了証明書」をお渡ししますが、実際に喀痰吸引の行為を行うためには、修了証明書受領後に各自が岐阜県に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請をする必要があります。また、その場合は事業者も別途岐阜県に「登録特定行為事業者」として登録申請が必要ですのでご承知おきください。

### 3. 実地研修：会場＜受講者就業事業所等＞

1・2号研修の受講者が所属する福祉施設・事業所にて、指導看護師の指導のもと実施します。研修内容は実施要項で定められた回数以上を行い、評価を受けなければなりません。実施期間は指定された期間内までに終了してください。但し、諸事情により終了できないときは事前に協議することとします。

尚、指導看護師としての講習が修了していない看護師は、岐阜県が開催する指導者養成研修（年2回）を必ず受講して下さい。（詳細は岐阜県高齢福祉課HP参照）

### 4. 個人情報の取り扱いについて

申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本研修の運営並びに実地研修にお照会を岐阜県にする場合がありますが、関係業務以外の目的に利用することはありません。